

各位

会社名 ワンアジア証券株式会社

代表者名 代表取締役 藤井正晴

平成 29 年 10 月 1 日改正

内部統制システム構築の基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記の通り決議致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 業務運営の基本方針

当社は、経営の透明性向上と社会規範・法令及び定款遵守の経営に徹するため、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の一層の充実を図り、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを経営の重要課題と位置づける。また、顧客・株主・従業員・地域社会等全ての利害関係者を十分念頭におきつつ、全役職員各人が常に高い倫理観を持ち、誠実・公正に業務を行うことを業務運営の基本方針とする。

2. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会において、日本証券業協会の定める自主規制規則（協会の内部管理責任者等に関する規則）第 2 条第 1 項に規定される内部管理統括責任者を任命し、内部管理統括責任者はコンプライアンス全体に関する総括責任者として監査部及び管理部・企画部と協力し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

監査部はコンプライアンス・マニュアルに基づき、使用人の職務の執行状況に関して定期的に内部監査を行い、法令及び定款への適合性を確認する。

取締役は、その職務の執行状況について、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

また、役員及び使用人に法令違反の疑義のある行為を発見した場合には、速やかに社内及び社外に設置する窓口に通報・相談する制度を定めた社内通報制度を導入し、「社内通報制度に関する規程」を制定する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき文書保存管理の所管部署及び保存年限を定め、取締役会議事録については関連資料とともに保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。

また、「市場リスク」、「取引先リスク」等、それぞれのリスク毎に管理体制を定め、定例（月 2 回）及び緊急時に開催されるリスク管理委員会により取締役会への報告を行い、コンプライアンスの徹底を図る。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする対策委員会を設置し、情報連絡チームや外部アドバイザリーチーム等を組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大を抑えこれを最小限に止める体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、定例の取締役会を毎月 1 回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

②業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および各年度予算を立案し、取締役会の承認の下、全社的な目標を設定するとともに、各部門においては、その目標達成に向け具体的な実行計画を策定し推進する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価等は監査役と協議の上で決定することとし、監査役が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲され、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとする。また、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めるほか、重要な決議書類等の閲覧をすることができるものとする。

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。上記のほか、監査役は、社内の内部監査部門と情報交換に努め、会計監査人とは適宜面談を持ち、協議を重ねるなど、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

以上